

第7章

計画評価と進行管理及び届出制度

第7章 計画評価と進行管理及び届出制度

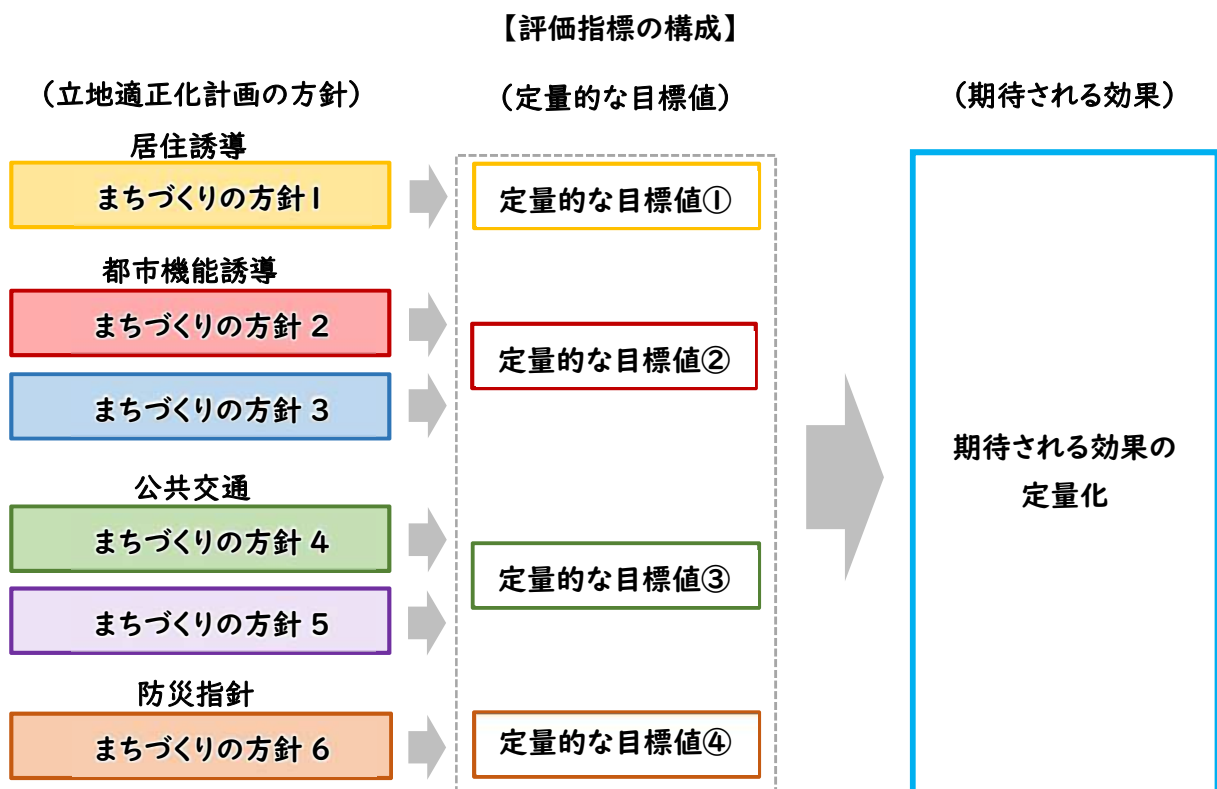
本章では、施策の達成状況等を評価するための評価指標を設定するとともに、計画策定後の進行管理の方法、届出制度について整理します。

7-1 評価指標の設定

(1) 評価指標の設定の考え方

本計画の進捗状況进行评估するための評価指標の設定にあたっては、評価・検証時の分かりやすさを考慮し、第3章で整理した6つの立地適正化計画の方針に関する内容に対して設定を行うことにより、居住誘導・都市機能誘導・公共交通・防災の4つの視点により評価を行います。

評価指標の設定においては、「定量的な目標値」を設定するとともに、それら目標の達成により「期待される効果」を定量化する2層の設定を行い、本計画の進捗状況を明らかにします。



(2) 評価指標の設定

定量的な目標値は次の通りとします。

<定量的な目標値①：居住誘導に関する目標値>

評価指標	現況値 令和4年度	目標値 令和26年度
居住誘導区域内の人口密度	58人/ha	58人/ha 以上

(評価指標設定の考え方)

- ・令和4年(2022年)の都市計画基礎調査時点の居住誘導区域の人口密度は58人/haとなっており、国立社会保障・人口問題研究所の将来的な人口推計においては、令和27年(2045年)には57人/haになる見込みです。
- ・将来にわたり一定の人口密度を保つことで、生活サービス機能や公共交通の利用環境を維持していく観点から、居住誘導区域内の人口密度を評価指標に設定します。

(目標値設定の考え方)

- ・将来的に人口減少が見込まれていますが、都市機能、公共交通、地域コミュニティの維持や危機管理の徹底強化等により、市街地の魅力や安全性を高めることで、現状の人口密度を維持していく観点から、令和4年度の人口密度である58人/ha以上を目標値として設定します。

(算出方法)

- ・現状及び目標年度(本計画の目標年次直近の都市計画基礎調査)における居住誘導区域内の人口を、居住誘導区域の面積で除して人口密度を算出します。

<定量的な目標値②：都市機能誘導に関する目標値>

評価指標	現況値 令和5年度	目標値 令和26年度
中心拠点に必要な 機能数	西鉄五条駅周辺：8機能	8 機能
	西鉄都府楼前駅周辺：8機能	8 機能
地域・生活拠点に必要な 機能数	大佐野東バス停周辺：3機能	3 ～ 5 機能
	高雄バス停周辺：2機能	2 ～ 4 機能
	水城の里郵便局 バス停周辺：2機能	2 ～ 3 機能
交流拠点に必要な 機能数	西鉄太宰府駅周辺：6機能	6 機能
広域拠点に必要な 機能数	西鉄二日市駅周辺：5機能 (太宰府市域のみ)	5 機能

(評価指標設定の考え方)

- ・現在既に確保されている機能は引き続き維持に努めるとともに、不足する機能は、社会情勢の変化や多様化するニーズに応じて、最適なサービスの提供を柔軟に検討することにより、全市的に生活利便性を確保していく観点から、各拠点における都市機能（行政機能、介護福祉機能、子育て機能、商業機能、医療機能、金融機能、教育機能、文化・交流機能）の数を評価指標に設定します。

(目標値設定の考え方)

- ・一定の人口密度を維持し、拠点としての魅力や生活利便性を確保していく観点から、現状維持もしくは現況値以上を目標値として設定します。

(算出方法)

- ・現状及び目標年度において、各拠点の都市機能の数を確認します。

<定量的な目標値③：公共交通に関する目標値>

評価指標	現況値 令和4年度	目標値 令和26年度
居住誘導区域内における 公共交通の徒歩利用圏の 人口割合	97.1%	97.1%以上

(評価指標設定の考え方)

- ・将来にわたり生活利便性を確保していくためには、市内各所から徒歩や公共交通等にて、日常生活に必要なサービスを受けられる環境整備が重要であるため、市内の鉄道駅・バス停からの徒歩利用圏の確保を目指し、その徒歩利用圏に居住する人口割合を評価指標に設定します。

(目標値設定の考え方)

- ・公共交通の維持・確保や新しい交通体系等の検討を変化する社会情勢等を踏まえて進めるとともに、将来にわたり一定の人口密度を保つ観点から、現況値以上を目標値として設定します。

(算出方法)

- ・現状及び目標年度（本計画の目標年次直近の都市計画基礎調査）における公共交通の徒歩利用圏の人口を、本市の総人口で除して人口割合を算出します。なお、現時点では鉄道駅やバス停を対象とした徒歩利用圏の状況を把握していますが、今後は地域にとって持続可能で利便性の維持・向上・発展に資するような移動手段の導入等による交通サービスの変化にあわせて、適宜、目標値の検証・見直しを図ります。

<定量的な目標値④：防災指針>

評価指標	現況値 令和5年度	目標値 令和26年度
避難場所を知っている 市民の割合	83.0%	85.0%以上
評価指標	現況値 令和6年度	目標値 令和26年度
自主防災組織の組織率	84.1%	100%
要配慮者利用施設※ 避難確保計画の策定割合	72.4%	100%

※社会福祉施設、学校、医療機関等

(評価指標設定の考え方)

- ・災害時には自らの命を守る避難行動が最も重要であると考えられることから、毎年実施している「太宰府まちづくり市民意識調査」における「避難場所を知っている市民の割合」を評価指標に設定します。
- ・また、日頃の防災に対する意識の向上とともに、災害時には地域での共助による防災活動、高齢者や身体障がい者等の避難活動に配慮する必要があることから、「自主防災組織の組織率」、「要配慮者利用施設の避難確保計画の策定割合」を評価指標に設定します。

(目標値設定の考え方)

《避難場所を知っている市民の割合》

- ・いつ、どこで起こるか予測できない自然災害に対応するには、日頃より防災意識を持つことが重要です。そのため、過去10年間で最も「避難場所を知っている市民の割合」が高かった、令和2年（県内各所で豪雨や台風による被害が発生）の85%以上を目標値として設定します。

《自主防災組織の組織率》

- ・災害が発生した際には、同時多発的な建物の倒壊や道路の寸断等により、自衛隊、警察、消防等による救出・救護活動が遅れることも想定されます。そのため、自らの命を守る行動とあわせて地域の共助による防災活動を推進し、地区単位で災害に強いまちへ徐々に転換することが重要であることから、全ての自治会において組織すること（100%）を目標値として設定します。

《要配慮者利用施設の避難確保計画の策定割合》

- ・平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の策定が義務付けられていることから、全ての要配慮者利用施設での策定（100%）を目標値として設定します。

(算出方法)

《避難場所を知っている市民の割合》

- ・現状及び目標年度において、「太宰府まちづくり市民意識調査」における「災害に対する日頃の備え」について、「避難場所を知っている」と回答した方の割合を確認します。

《自主防災組織の組織率》

- ・現状及び目標年度において、市全域の自治会数に対し、自主防災組織が組織されている自治会数の割合を確認します。

《要配慮者利用施設の避難確保計画の策定割合》

- ・現状及び目標年度において、太宰府市地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設のうち、避難確保計画を策定している施設の割合を確認します。

＜期待される効果の定量化＞

評価指標	現況値 令和5年度	目標値 令和26年度
生活に身近な範囲に必要な機能が揃い、暮らしやすいと感じる市民の割合	72.6%	75.0%以上

（評価指標設定の考え方）

- ・本計画の総合的な取組成果を確認するため、毎年実施している「太宰府まちづくり市民意識調査」における「商業施設等が周辺にあり、生活するうえでの利便性」を評価指標に設定します。

（目標値設定の考え方）

- ・前述の①から④の目標を達成することで、生活に身近な範囲に必要な機能が揃い、暮らしやすいと実感する市民の割合の増加を目指す観点から、過去の調査で最も肯定派割合が高かった平成28年度の74%以上を目標値として設定します。

（算出方法）

- ・現状及び目標年度において、「太宰府まちづくり市民意識調査」における「商業施設等が周辺にあり、生活するうえでの利便性」について、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した方の割合を確認します。

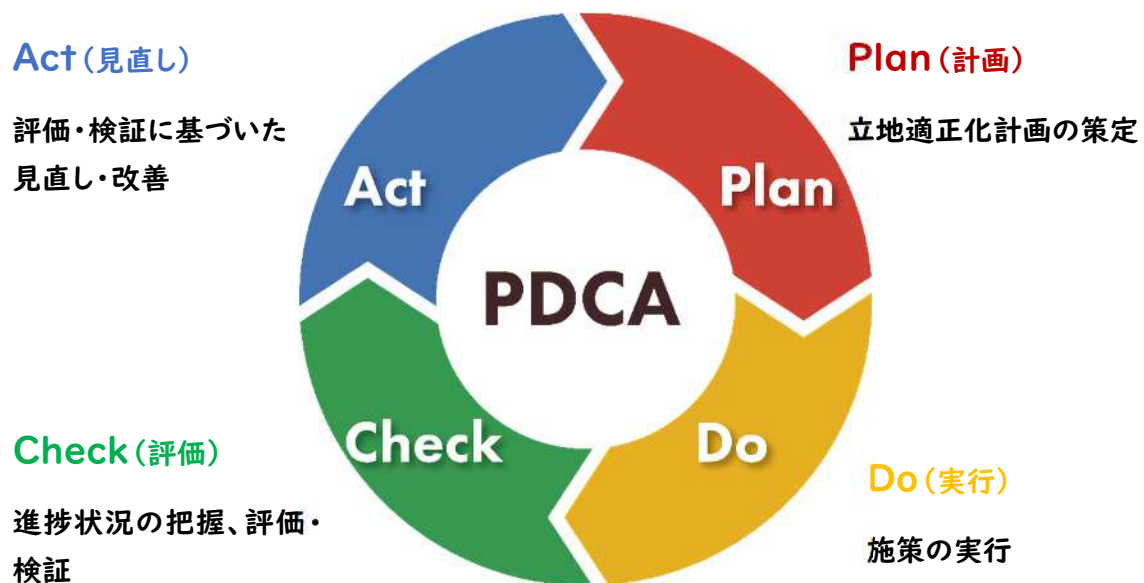
7-2 進行管理の方法

立地適正化計画は、概ね5年ごとに施策・事業の実施状況の調査及び分析評価を行い、計画の進捗状況や妥当性を検討・精査することが望ましいとされています。

計画の運用にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づき、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえながら、本市が定めるまちづくり全体及び分野別の各種関係施策・計画や都市計画マスタープラン等との整合・連携を図りつつ、必要に応じて計画や施策等の見直しを行います。

評価検証において計画の見直しが必要となった場合は、改めて市民、都市計画審議会等からの意見聴取を行いながら、さらなる計画の推進を図っていきます。

【PDCA サイクルによる取組】



7-3 届出制度

本計画の策定により、本市都市計画区域内では、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられ、各誘導区域の区域内・外において、一定規模以上の開発行為等を行う場合は、市への届出が必要となります。

なお、この届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発の動きや、都市機能誘導区域外での誘導施設の整備、都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止の動きを把握するために行うものです。

(1) 居住誘導区域に関する届出制度

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外で住宅を含む開発行為及び建築行為等を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。

【届出の対象】

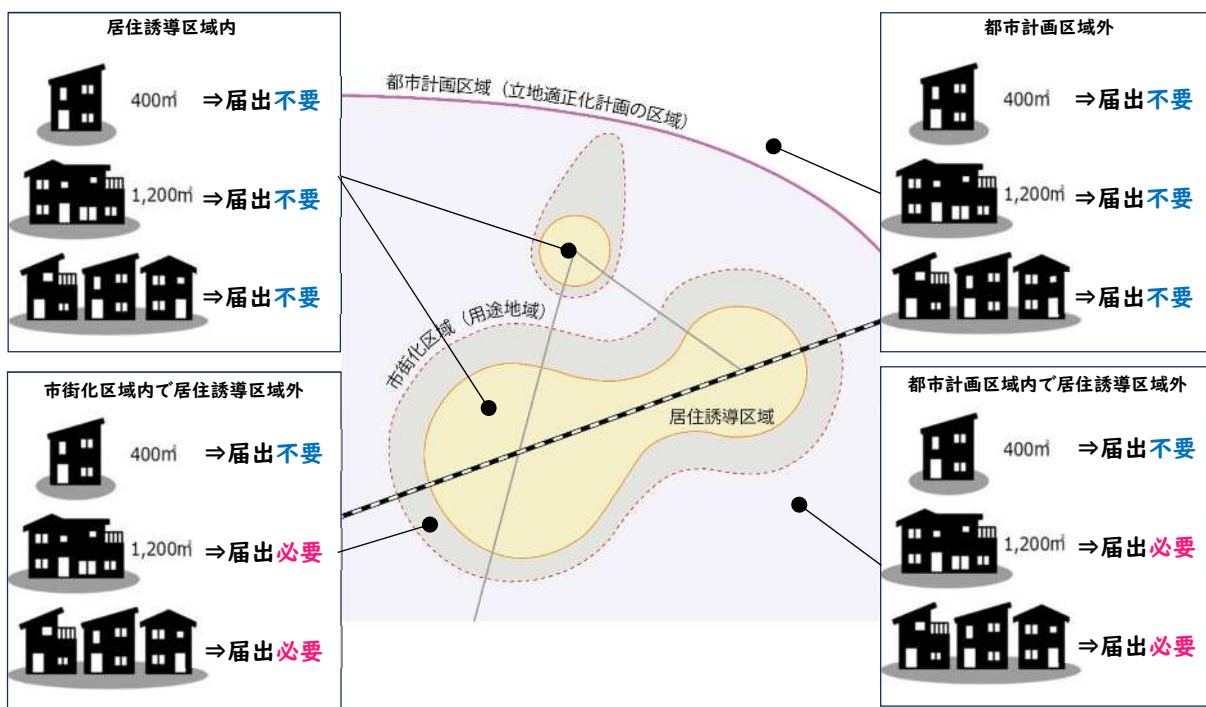
※国土交通省「立地適正化計画の手引き」参照

開発行為	建築行為等
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等）	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等） ③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

※「住宅」の定義については、建築基準法における住宅の取扱いを参考にすることが考えられます。

【届出の対象例】

※国土交通省「立地適正化計画の手引き」参照



(2) 都市機能誘導区域に関する届出制度

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を含む開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届出が必要です。

【届出の対象】

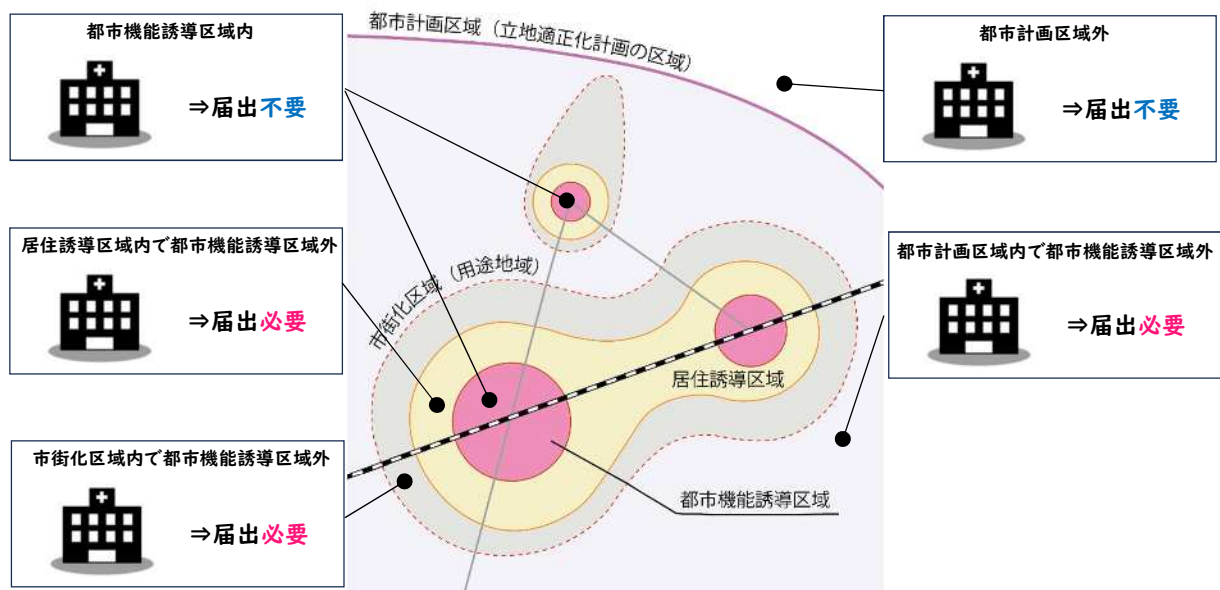
※国土交通省「立地適正化計画の手引き」参照

開発行為	開発行為以外
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※都市機能誘導区域外において建築等の際に届出義務が生じるか否かを明確にするため、立地適正化計画において誘導施設を定める場合には、例えば、「病室の床面積の合計が〇㎡以上の病院」等のように、対象となる施設の詳細（規模、種類等）についても定めることが望ましいといえます。

【届出の対象例】

※国土交通省「立地適正化計画の手引き」参照



また、都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、既にある都市機能誘導区域内の誘導施設を休止または廃止しようとする場合には、行為に着手する30日前までに市へ届出が必要です。

【届出の対象となる行為】

※国土交通省「立地適正化計画の手引き」参照

○都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

